

1947年5月3日は日本国憲法が施行された日である。安倍内閣は、自民党の結党時からの悲願である憲法改正のために、まずは改正の要件について定めた96条の改正を参院選の争点とするつもりであったが、メディアを通じた世論の反応が予想外にネガティブであったために争点とするのをやめた。

報道での街頭インタビューの中で「憲法は生活に必要がないので・・・」「憲法は難しくてよくわからない」などという回答があった。メディアは報道したい内容に沿って、一定の意図のもとに内容を編集しているのであるが、それを差し引いたとしても、これらの意見は世論を決定する大半の国民の感覚なのではないか。世間一般でも、学歴等にかかわらず、憲法改正が我々国民の生活にどの程度の影響があるのかを懸念する声はあまり聞かないし、いたとしてもメディア等で大きく取り上げられている様子はない。

憲法が「生活に必要がない」というのは恐ろしい発言である。憲法がなければ法の下での平等も言論の自由も思想の自由もないし、逮捕や強制捜査に裁判官の令状もいらなくなる。国家権力を縛るものが何もなくなってしまう。日本国民は、戦後68年の「平和」の中で、戦争に参加することもなく、不当に逮捕されることも、正当な理由もなく財産を没収されることもない我々の平穏な生活は、何もしなくても勝手に与えられ、未来永劫続くもの、という感覚が醸成されてしまった。いわゆる「平和ボケ」である。英語では false sense of security という表現がある。このような感覚は必ずしも日本独特のものではない。

このような大衆の白痴化は、国家権力にとっては憲法改正を進める上で非常に都合が良い。実質GHQによって作成された現憲法は、戦前の全体主義の反動から作成されたものであるため、国家にとっては改正要件も含め、国家運営のために制限の多い内容になっている。さらに、現憲法は近代立憲主義に基づく硬性憲法であり、通常法律よりも改正の要件が厳格になっている。国会の多数派が変わるたびにコロコロ改正できるようでは国民の権利を守れなくなるからだ。

しかし、何も憲法改正自体が悪いということではない。改正条項である96条が存在するのであるから、それに基づいて改正手続きを行うことは法律上何の問題もない。しかし、現行憲法は自主憲法ではなくGHQが作ったから何が何でも改正しなければだめだという理論には違和感がある。憲法施行後66年が経過し、安全保障に関する状況などの実態に合わなくなったから改正を検討するという、あくまでも内容本位の改正論議であるべきである。自衛隊の存在に関し

では実態との矛盾が生じているのは否定できない事実である。

96 条の先行改正については今回メディアが大きく扱い、否定的な意見を多く取り上げた。その結果、「なんとなく危険そうだ」というイメージが国民に植え付けられ、メディアの論調がそのまま反映される世論調査においても、反対意見が多数派となった。結果、冒頭で述べたとおり、参院選での集票が最優先である安倍政権は、選挙の争点にするのをやめた。

選挙前には有権者の不人気な政策は伏せておき、大勝したあとに「国民の支持を得た」という錦の御旗の下に、圧倒的多数の議席を使って、国民の自由や権利を制限する法律を作っていこうというのが現在の自民党の方向性であるのは明らかである。

他方、民主党は政権担当能力のなさをこれでもかというくらい見せつけてしまったし、日本維新の会は橋下氏の慰安婦問題の発言による日本と海外両メディアのネガティブ報道により、支持を失ってしまった。ちなみに、橋下氏の沖縄米軍の風俗利用発言は余計であったが、慰安婦に関する発言については、客観的な学問的見地から見て間違ったことは言っていない。日本人の戦争に関する無知と、米国のキリスト教原理主義的な性に関する考え方の違いから、あそこまでの批判報道につながったものである。この問題に関しては別途、考察の機会を設けたい。

安倍政権そして自民党が憲法改正をあきらめることは絶対にありえない。自民党の綱領にも結党以来の目標として憲法改正が明記されている。保守合同による 1955 年の自民党結党以来、特に鳩山、岸（安倍首相の祖父）、中曽根氏のラインは占領下で制定されたマッカーサー憲法からの脱却を目指していた。

安全保障を米国に任せ、経済発展を重視した吉田茂でさえも憲法の全面改正の必要性を認識していた。

戦争の当事者（鳩山一郎は戦前の軍国主義的思想により公職追放となる。岸信介は開戦時の商工大臣であり、A 級戦犯として逮捕され、釈放後公職追放となる。）や経験者であるこの世代は、主権国家として占領政治からの脱却、自主憲法の制定を目指すのは当然の流れであった。しかし、物事は常に変化するものであり、変えるべきものとそうでないものを現代に生きる主権者たる国民が慎重に判断する必要がある。そのためにはなぜ、自民党が憲法改正にこだわるのか、どのように改正をしようとしているのか、国民が知っていなければ話にならない

い。主権者は国民であるのに権利を行使しなければ主権者である意味がない。結局、メディアを通じた国民のコントロールに長ける海千山千の政権与党の選挙対策アピールに牛耳られることになる。

多数の国民が「平和ボケ」の中で憲法改正の意義すら理解もせず、興味も持たなくなる教育制度を作りあげたのも、まさに国家権力なのである。そもそも、知名度が高く、有権者へアピールしやすいという理由だけでタレント候補者を立てること自体、有権者を愚弄している。政治家という最も高度な知識とスキルが要求される国民の代表の候補者に、なぜ知名度が高いだけのタレントを擁立するのか。憲法改正の発議に必要な 2/3 の議席を確保するためだけなのか。

国民はまず、憲法とは何のために存在するのかということを理解する必要がある。前述した通り、現憲法は近代立憲主義に基づいている。国家の恣意的な権力行使を許さず、国民の権利と自由を保障する限りにおいて権力行使が許されるという考え方である。従って、権力者である国家から国民の権利と自由を守るために、国家権力を制限するのが、近代立憲主義に基づいた憲法という事になる。一般の法律は国民を規制するものであるが、憲法は国家権力を制限するものなのである。憲法が国民を規制し始めるとどうなるかは戦前を見れば明らかである。旧憲法は、欧米にならって若干の民主主義的な制度と臣民（主権者は天皇）の権利を認めたが、非常に限定的であり、「法律ノ範囲内ニ於テ」という条件付きであった。戦前はあくまでも“法律に基づいた”激しい思想弾圧が行われ、戦争へと向かったことはたいていの人のご存知であろう。

自民党の改正憲法の草案を見てみると、驚くべきことに、このような憲法の基本的な知識すらない人が草案を作っていることが明らかなのである。たとえば「家族は、互いに助け合わなければならない」という条項が加えられている。これは国家が国民を規制するものであり、前述したとおりそのようなものは憲法で謳うべき種類のものではないし、余計なお世話である。独身者はどうするのか。笑止千万という他はない。

現憲法は憲法学的には民定憲法とされ、国民が制定し、国家権力に遵守させる性質のものである。これは、実質 GHQ の草案が現憲法のベースになっているという事実とは別の話である。現憲法の前文には、「主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する」とあり、国政の権威は国民に由来し、憲法に反する一切の法令はこれを排除するとある。自民党草案はこれら全く変更の必要がない部分をすべて削除している。逆に日本国民は「国と郷土を誇りと気概を持

って自ら守る」のだという。

草案の憲法尊重擁護義務の条項には、国会議員、国務大臣、裁判官その他の公務員に加えて、なんと国民も加えられてしまっている。近代立憲主義と民定憲法の意味を理解していれば、ありえない変更である。そもそも思想の自由と矛盾が生じてしまう。

さらに国家が国民の自由、権利を制限する危険な条項が続く。「国は、主権と独立を守るため、国民と協力して、領土、領海及び領空を保全し、その資源を確保しなければならない」などという。領土保全に協力できない国民は憲法違反になりかねない。これはまさに太平洋戦争中の沖縄戦を想起させる。本土防衛のための沖縄戦では多くの県民が米軍との戦闘に巻き込まれ、多数の犠牲者を出したのは周知のとおりである。「沖縄県民斯克戦ヘリ。県民ニ対シ後世特別ノ御高配ヲ賜ランコトヲ」という沖縄戦の海軍中将の自決前の電報を聞いたことのある方もいるであろう。その後も日本政府は沖縄に米軍基地の負担を強い続けている。

「国旗及び国歌を尊重しなければならない」というナンセンスな条項もある。これは憲法で謳うべき種類のものでないことは、既に説明の必要はないであろう。国民に国旗や国歌を尊重させたいなら、法律によって縛るのではなく、自然と愛国心がわいてくる様な適切な教育制度を構築すべきなのである。それは中国で行われているような、政権への不満を逸らすための様な愛国教育であってはいけない。

そうは言っても、公立学校の卒業式で国歌斉唱を無視して起立しないような職員は、自ら辞表を出すべきである。これは思想の自由云々というより、そもそも公務員が行うべき職務を放棄していると言える。

読者の方には一度自民党の改正憲法草案に目を通して頂きたいのであるが、上記の例だけでも、いかに憲法に関する基本的理解がない人間が草案を作っていることがお解りいただけたのではないか。

現マッカーサー憲法施行後、自主憲法の制定を目標としてきた代々の自民党の指導者たちが、この憲法草案の内容を見たらどう思われるのか非常に興味がある。残念ながらはやそれを知ることはできないが、少なくとも戦後の代々の自民党の指導者と現代の指導者では、国家観や信念、教養という部分で相当のレベルの違いがあると感じるのは気のせいなのか。

民主党のある議員が予算委員会で安倍総理に「芦部信喜さんという憲法学者をご存知ですか」と質問したところ、総理は「私は憲法学の権威でもないの
知らない」と答えたという。この議員は、他にもクイズのような細かい憲法の
条文を質問するなどして批判を受けたのであるが、憲法改正の旗振り役で、自
民党の憲法改正推進本部の最高顧問である安倍氏の知識のレベルも露呈してし
まった。憲法の勉強を少しでもやれば必ず名前が出てくる有名な憲法学者であ
る。恐らく東大法学部の学生や卒業生ならほぼ100%知っているであろう。

このような憲法の基本知識もないような人々が政権与党となり、既に危険な
改正草案を作成し、参議院の争点からは外して、大勝を狙っている。政治家は
所詮、国民から選挙で選ばれるのであり、国民の鏡である。「最近の政治家は・・・」
という場合にはまず我々国民はどうなのか自問しなければならない。上記で述
べたように、政治家のレベルが低いという事は、残念ながら我々国民自体のレ
ベルも低いという事実の裏返しなのである。次回参院選においては、是非本質
を見極めた投票を行う有権者が一人でも増えることを願いたい。